

特定非営利活動法人ReBit 情報公開規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人ReBit（以下、「当法人」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 当法人は、本規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別紙に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下、「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 当法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置きならびにインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第5条 当法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。
2 前項の公告については、定款の定める方法によるものとする。

(公表)

第6条 当法人は、法令の規定に従い、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。
2 前項の公表については、役員報酬規程を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

(書類の備え置き)

第7条 主たる事務所には、法令の定めに従い、別紙に掲げる書類を常時備え置き、正当な理由を有する者に対し、閲覧等に供するものとする。この場合、法令において備え置き期間の定めがあるものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間の定めがないものについては当該最新の書類を対象とする。

(閲覧等の場所及び日時)

第8条 当法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧等の場所は、主たる事務所とする。

2 書類の閲覧等が可能な日は、当法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、当法人の業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、当法人は、正当な理由があるときは閲覧等の希望者に対し、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第9条 別紙に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧等受付簿に必要事項を記載し、閲覧を拒否する正当な理由がない限り、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、謄写を拒否する正当な理由がない限り、これに応じる。
- (4) 前3項の規定にかかわらず、別紙に掲げる書類のうち、役員及び社員の住所(居所)については、当法人の社員その他利害関係人による請求の場合を除き、閲覧及び謄写できないものとする。

(電磁的媒体による情報公開)

第10条 当法人は、第7条の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対し電磁的媒体による情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(その他)

第11条 本規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長の承認を経てこれを定める。

(管理)

第12条 当法人の情報公開に関する事務は、経営管理部がこれを行う。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の承認により行う。

附則 本規程は、2023年6月1日より施行する。

附則 本規程は、2024年8月1日より施行する。

別紙

情報公開の対象書類

1. NPO法人関係書類

- (1) 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の名簿）
- (2) 役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿
- (3) 定款
- (4) 登記事項証明書（履歴事項証明書）
- (5) 認証書類の写し（設立時・定款変更時等）

2. 認定NPO法人関係書類

- (1) 認定申請提出書類（申請書・寄附者名簿を除く）*1
- (2) 役員報酬規程等提出書類（役員報酬規程・職員給与規程を含む）*2
- (3) 助成金の支給実績を記載した書類
- (4) 閲覧（情報公開）に関する規程

3. その他

- (1) 事業計画書、収支予算書
- (2) 監査報告書
- (3) 社員総会議事録
- (4) 理事会議事録

*1：認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

*2：役員報酬規程、職員給与規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類、特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（口に係る部分を除く。）・第4号イ及びロ・第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

様式 1

閲覧等申請書

特定非営利活動法人ReBit
代表理事 薬師 実芳 殿

申請月日：

申請者：

申請者住所：〒

電話番号：

以下のとおり、 閲覧 ・ 謄写 を申請いたします（該当するものを○で囲んで下さい）。

なお私（申請者）は、下記の目的に従って閲覧等をした書類から得た情報を、当該目的に即して適正に使用するとともに、当該情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約いたします。

閲覧等の目的

閲覧等を求める書類（該当するものを○で囲んで下さい。）

1. NPO法人関係書類

- (1) 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の名簿）
- (2) 役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿
- (3) 定款
- (4) 登記事項証明書（履歴事項証明書）
- (5) 認証書類の写し（設立時・定款変更時等）

2. 認定NPO法人関係書類

- (1) 認定申請提出書類（申請書・寄附者名簿を除く）
- (2) 役員報酬規程等提出書類（役員報酬規程・職員給与規程を含む）
- (3) 助成金の支給実績を記載した書類
- (4) 閲覧（情報公開）に関する規程

3. その他

- (1) 事業計画書、収支予算書
- (2) 監査報告書
- (3) 社員総会議事録
- (4) 理事会議事録

